

P F I 検討会の運営に係る規定の改正等について

昨年度、文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チームにより『文部科学省幹部職員の事案等に関する調査報告(中間まとめ)』がとりまとめられ、文部科学省における事業者の選定方法についてはいくつかの改善すべき点が見られるとの指摘があった。

本調査報告に対応して文部科学省において策定された「公募型事業における事業者の選定方法について」(平成 31 年 1 月 25 日付会計課長通知)(以下「通知」という。)に基づき、P F I 検討会についての運営に係る規定等について以下のように変更する必要がある。

<変更点>

○ P F I 検討会の運営規則(案) 見直し版資料 2 - 2、反映版参考(見え消し反映版)

① 利害関係者の排除について【運営規則 3 の改正等】

従前は所属する法人のみを利害関係者としていたが、通知に基づき、利害関係者の範囲を広げるとともに、具体的な取扱いを定める。

② 不公正な働きかけへの対応【運営規則 4 の新設】

委員は、不公正な働きかけかけがあった場合は、P F I 検討会事務局に申し出る旨を定める。

○ 国立大学法人等施設整備に関する検討会について 見直し版資料 2 - 3、反映版参考(見え消し反映版)

P F I 検討会の運営規則(案) 別紙の 3 (1) に対応した改正を行う。

【2 (3) の改正】

以 上